

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 知立市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	86.1	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	81.3	%
全職員	68.9	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	
本庁課長相当職	97.5	%
本庁課長補佐相当職	99.0	%
本庁係長相当職	101.1	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	88.6	%
31～35年	87.8	%
26～30年	84.4	%
21～25年	79.6	%
16～20年	79.2	%
11～15年	85.3	%
6～10年	94.3	%
1～5年	92.9	%

【説明欄】

- ・男女両方又はどちらかに該当者が存在しない場合、又は一方の職員が1名の場合は「—」と記載している。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、報酬形態が時給で勤務日数が一定数を超えていない者は集計の対象外としている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外」の職員である会計年度任用職員の女性の割合が多く、給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・扶養手当について、男性の支給割合が高い。(支給対象者の87.4%が男性職員)
- ・役職段階別「本庁係長相当職」において、男性の勤続年数の平均が22.6年に対し、女性の勤続年数が27.75年で、女性職員の方が支給額の水準が高くなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。